

議員全員協議会会議録

(令和3年12月17日)

愛南町議会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和3年12月17日(金)
招集場所 議員協議会室

出席議員

| | | | |
|----|------|-----|-------|
| 議長 | 原田達也 | 副議長 | 佐々木史仁 |
| 議員 | 尾崎恵一 | 議員 | 嘉喜山茂 |
| 議員 | 池田栄次 | 議員 | 吉田茂生 |
| 議員 | 少林法子 | 議員 | 石川秀夫 |
| 議員 | 金繁典子 | 議員 | 鷹野正志 |
| 議員 | 中野光博 | 議員 | 山下正敏 |
| 議員 | 那須芳人 | 議員 | 吉村直城 |

欠席議員

なし

職務のため出席した者

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 本多幸雄 | 局長補佐 | 小松一恵 |
|--------|------|------|------|

説明のため出席した者

なし

本日の議員全員協議会に付した案件

【自由討議】

- 1 議会運営委員会での発言に係る発言取消等の手続きについて
- 2 発議第8号の日程追加について

開会 14時48分

閉会 16時01分

○佐々木副議長 それでは、全員そろいましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。

○原田議長 今、吉村議員から自由討議ということで。なんでしょう。

吉村議員。

○吉村議員 先ほど、動議は御承知のとおりということだったんですけども、私は基本的には動議を提出したくなかったんです。その理由は、実は9月10日の総務委員会で、るるありましたけども、実は、総務委員会の席で秘密会の内容が、2名の氏名を挙げて要は出されました、審議の内容が。ところが、その経過は、17日にその発言の撤回の申入れがあり、それは手続を経て、承諾というか、ことで削除されました。これが基本ベースです。

でですね、実はこのホームページで、私は紹介議員になっておりました。何だっけ、問責の。でですね、確認の分も含めてホームページを開きました。ところが、載っていたはずのホームページから、私が初日、冒頭に申し上げましたように、削除されておりました。中断されておりました。でですね、実は議会前々日の8日、私は議会事務局に問合せしました。そして、事務局のほうから、議長と相談してということで、実は一般の皆様お聞きのとおり、方からの申出によりということでしたと合わせて、要は消えてアップされたのが9日、ところが、削除されている部分があると。皆さん、経過を私申し上げたんです。

でですね、実はそのことがあって、10日冒頭、議会初日の冒頭、私は議長に問い合わせました。ところが皆さんも御承知のとおり、議長権限で消したという回答の中で、前委員長、委員長は要はこれ個人情報に当たらんのかなというところもありましたけども、議長は、御承知のとおり、全員協議会で、次回の全員協議会で報告するということでしたよね。

ところが、翌日の新聞で、翌日の新聞で判断ミスだったという活字が載り、唖然としました。それは、全員協議会ですと言ったのが、新聞報道で実は我々が知ったわけです。で、皆さん全員聞いていますから覚えてください、見てください。実は、小学校、中学校の学校の統廃合、一本松支所の新築、新聞で我々は事実を知って、ここにおりますけど同僚議員が、我々が新聞報道で議員が事実を知る、これは議会軽視じゃないかという厳しい指摘がありました。それを、要は牽制機関の側の我々が、しかも議長が、そういうことが前提にありました。

でですね、なおかつ、それが一点。それは、そこまでいかないんですけども、いいですか、事実関係だけ言います。そして実は、議会初日終わってから委員会が、議運の委員会がありました。委員会の席で、委員長のほうから議長のほうに、議長、本人からの申出があって名前を消したんですねということを、これは私も傍聴しており、また確認もいたしました。という委員長からの議長に対する質問に、そのとおりですと、議長は、で、本人からの申出により、本人の意思を尊重し、名前を削除しましたという議長は回答だったんです。ところが、私は前委員長から全て聞いておりました。でですね、私はそれを聞いた途端に、なんだこれはと。とは思ったんですけども、私は一応、委員じゃありませんから、聞くだけでした。

ところが、その経過の中で、いつ全員協議会するのかなと、まあそれはそれとして。ところが、昨日ですか、全員協議会、昨日まで開かれませんでした。正直、13日でも、議会終わった後にするのかなと、そこではっきり訂正があるのかなという思いもあったんですけども、実は委員会、次の請願の委員会の席で、冒頭、委員長のほうから、委員会冒頭ですね、私の発言は勘違いでしたという謝罪がございました。それは謝罪です。

ところが、我々は会議でも何でも、先ほど冒頭に委員会の発言の申出が、撤回の申出があって、手続を経なければ議事録に残るわけです。謝罪はありました、撤回はしていませんっていうことは、あの議長の、しかもですよ、委員じゃないんですよ、議長の発言は議事録で公開されるんです。

で、昨日、急遽、全員協議会がありました。私は、あそこで皆さん発言したとおりです、私は突っ込んだ議長のほうから正直に実はこうこうでこうこうやったという説明でもあるのかなという期待は持っていました。ところが、御承知のとおり、これからどうしたらええやろ

うかと、判断ミスでした、あの私のミスでしたと。

我々議会議員は、自治法の範囲の中で、法律に基づき、そして議長は特に、議会公正の原則というのがあるんです。議長いう重責っていうのは、権限いうのはもう2つしかありません。ところが、もうそれを私をはるる申し上げるつもりないんですけども、なんで議事録に載るようなことを、手続を、謝罪は謝罪で、それは素直に受けます。ところが、一番言いたかったのは、言いたいのは、議事録に発言撤回の手続を当然経なければ、議事録はアップされるんです。残るんです。この嘘の発言が、このまま載せられて、我々議会議員としてですよ、町民の代弁者として、嘘に塗られ、嘘に固まった、そういうことが事実として延々と載せられていっていいんですか。私はそういう思いの中で、我々は負託された分でしょう。町民に対して。まして議長の場合は、公正さがより、議員よりも求められる一番の重責なんです。その議長が、こういうふうな事実をありながら、判断ミスでした、言うだけで、いわゆる議会のルールを無視した、手続にのっとっていない運営を。今までもありました確かに、一般質問を途中で中断させたり、例を挙げればですよ、もうついでに言わせてもらえば、同僚議員が移住の件を非常に熱心に一般質問等されました。しかし、まあ楽しんで、近くに小学校もあるからということで、地区を挙げて歓迎したと。ところが、来年から学校は閉校される……。

(発言する者あり)

○吉村議員 いやいや。説明しよる途中で、ちょっと待って。

(発言する者あり)

○吉村議員 いやいや、だから説明せなんだら後が分からん。

(「短く」と言う者あり)

○吉村議員 ほいたら短く言うたらいいやん。議長。

○原田議長 どうぞ。

○吉村議員 どうぞ言うても、許可もろうちよるんやけん。

ですすね、私は、もう挙げれば切りはないですけども、議場外のことには私は触れるつもりはありません。でも、やっぱしね、手続にのっとった、法治国家だから今まで法律を守らなかったことが、手続にのっとらなかつたことが3年前からずっと今日続いとるんです。

で、私は特に、申し上げた先ほどの、それをどうしても、このままみんな一般の議員さん、ほかの議員さん知らんと思います。しかし、本人から私のとこには、そして、いいですか、もう一点、そこの中で大事なことを忘れました。議会前日の9日、議長のほうから本人にアポを取り、事務局長同伴で議長は行きました。本人の自宅に。で、本人は、はっきり、私から消してくれとかどうのこうの言える立場じゃない、議会のルールに沿って処理してくれと言って帰したと。もう、いわゆる個人名は申しませんけども、そう言って、ルールにのっとって処理してくれと。で、帰って、それが、一切謝罪はあつた、判断ミスということはあつた、だけどもいうことです。そういうことを私はどうしてもこのまま、臭い物に蓋したまま、看過するわけにいかないという思いで、だったんで、そういうことで、私は動議を出した。まあ成立、賛成はしてもらえませんでしたけども、どうしてもということで、議長、もうそう言ったら分かると思いますので、私はそうです。もし議長、弁明あれば、ちゃんとみんなの前でしてください。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 自由討議なんで私から。

今、延々と、このるる説明がありました。これ今までみんな分かっとなですよ、一つだけ。

(発言する者あり)

○山下議員 分かっとなでしよ、説明して。今、私の発言中は黙ってください。

今、臭い物に蓋をする、何が臭い物に蓋なの。議長は自分の非を認めて、謝罪して、前委員長の思いを勘違いして、前委員長は議会のルールにのっとって処理してくれと言うたでしよ。そのことを、少し認識が勘違いして、本人の考え方なのかと思って、その削除というか、し

たんですよ。それが間違っていて、結局謝って、それを削除をまた取り消したと。削除したのはまた元に戻したと、そういうことでしょ。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 勘違いせんように。いいですか。

削除した、名前を削除は、でいいんですけど、した、それは皆さん事実知っています。ところが、私が一番問題にしたのは、議長権限で削除はできない、委員長はですね。委員長の判断、個人情報だという判断だったということは皆さん分かりました。私が言うのは、その後なんですよ。山下委員長が、あれの委員長の議会運営委員会の席で、委員長のほうから議長のほうに、本人からの申出があって削除したんでしようという質問があり、それに対して議長が、本人からの申出があり、本人の意思を尊重して削除しましたという回答だったんです。

ところが、そうじゃない、自分のほうからお願いに行っ、いいですか、議長自らお願いに行っ削除してくれないかと、本人に、事務局長同伴で。でですね、わざに行っとんですよ、自宅まで、でですね、それをやっ取る。そして、私が言う委員会のその発言が議事録に載ったままなんです。で、その次の、あれ初日が何日やった、10日、14日の2回目の委員会の席で、私の、議長のほうから、冒頭、繰り返しますけども、判断ミスでしたと発言、勘違いでし、たいう発言があった。で、謝罪をされた。

○山下議員 分かりました。私の発言の途中なんで。

○吉村議員 まだ最後まで、ちょっと待って。そこでもう言うのは、発言は訂正されていないんです。

○原田議長 はい、分かりました。

○吉村議員 だから、それは、訂正されないままアップされる。それで、もう一つ付け加えたら、これ、この削減に、議会のいわゆる閉会までに、でしょう。委員長、総務委員長うなずいていきますけど、までに手続はしなきゃいけないんです。でしょ。だからそれを私が言っ取るんです。これを、後の、昨日も言ったでしょ、後の、事後、人間みんな判断ミスとかいろんなミスはあると。やけど、その後の処理はやはり会議原則にのっとして処置をしなきゃならないということが一番強く言よるわけ。

○山下議員 はい、分かりました。結局、議運での……。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 議運でのその発言のその訂正、正式なルールによってしなさいと。間違っったあの発言を載せてはいけんということなんやろ。それをどうするか。分かりやすく言うたらええやろ。

(発言する者あり)

○山下議員 長いけん、ぐちゃぐちゃぐちゃぐちゃ、みんなとんちんかんになってしもうとる。

(発言する者あり)

○原田議長 分かりました。言いたいことは分かりました。はい、はい。

(発言する者あり)

○原田議長 はい、ちょっと待って。正式な手続を確かに踏んでおりませんでした。確かに、それはお詫び申し上げます。

石川議員。

○石川議員 この会期が終わるまでに、総務文教でもあったんですけど、謝罪と訂正をしない限り、その委員会の議事録っていうのはもう公開されますので、これ会期が閉まってしまうともう公開されるということになるので、それはまたおかしな話なので、議運をもう一回開いて、そこで謝罪と文言の削除を、訂正をですね……。

(発言する者あり)

○石川議員 開かないといかんと思います。

○原田議長 少林議員。

○少林議員 言いたいことの要点は2点ですね、その法的手続をちゃんとしようということと、でもう一つは、さっき議長と局長、自分から前委員長のところへ行って、消してもらうように名前のところ、要請したにもかかわらず、本人からの申出なんだという、これはあまりにも虚偽ではないかということですか。

(「そうです」と言う者あり)

○原田議長 そこが私の思い違いだったということです。はい。

山下議員。

○山下議員 結局これ議運でのことなんで、議会、今休憩中なんで、議会運営委員会開いて、やったらどうですか。その謝罪なり訂正を。もうそれでいいと思いますよ。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 もう発言にいちいちもう、こうあれするのもなんですけども、謝罪なりじゃないです、議事録の訂正の申出が、申入れが、会議規則の63条にあるでしょう。それを、謝罪は関係ないんですよ。それをして、要は、訂正の申入れをして、委員長そうですね、総務委員長やったから分かつとるんです。だから、それを議長のほうからやって、それを皆さんに諮って、これが手続でしょ。そういうことです。

○原田議長 分かりました。はい。それじゃあ、暫時休憩します。

(休憩)

○原田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

どうもすいません、大変お待たせいたしました。これからのちょっと流れを事務局より説明させていただきます。

本多事務局長。

○本多事務局長 現在の状況をまず説明をさせていただきます。

現在、12月10日、14日の議会運営委員会の議事録については、反訳はできていない状況です。なので、文言の特定がなかなかできないという状況があります。なので、方法といたしまして、この後、議会運営委員会を開いていただいて、その中で、委員長に、後刻、後々、会議録が作成できた段階で、事実と異なる部分があるので、それについて発言の取消し等の措置をしたいということで宣言をしていただきます。そこで議会運営委員会の委員の皆さんの全ての同意が得られれば、後の会議録が出てきた際に、その部分について取消しの措置をするということを考えております。そして、その措置が終わった後は、また議会運営会を開いたときに内容について報告すると、そういった措置を取らせていただければというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 はい。今、説明ありました。そのようにしたのでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 それでは、一応、全員協議会を閉じます。

吉村議員。

○吉村議員 その件はいいんですけども、ちょっと聞きたいんですけども、動議は成立して、あれからのあの流れ、いわゆる提案理由も、いわゆる暫時休憩取って、全く聞かずにあの流れで果たしていいんですか、運営上、進行上。否決なら否決でいいんです。内容も聞かず、説明も聞かず。じゃないんですか、議長。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 その件について説明をさせていただきます。

日程の追加を要する事件が、今回の場合、今日が日程の最後なんですけども、会期の最終日に提出され、その日程追加が否決されたときは、その事件は会期の終了により審議未了、廃案

となります。

ただ、それではあまり丁寧な取扱いではないので、今回の日程の最後に、もう一度日程追加を諮る提案をしてはどうかと、審議をしてはどうかというふうに考えているんですが、どうでしょうか。

以上です。

○原田議長 それでいいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 はい。それでは、全員協議会終了します。

議長